

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和34年静岡県条例第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、風俗営業の許可に係る営業制限地域等について定めるものとする。

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第2条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域で、公安委員会規則で定める地域を除く地域
- (2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域として公安委員会規則で定める地域
- (3) 次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲100メートル(公安委員会規則で定める地域においては、50メートル)の区域内の地域
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの(以下「病院等」という。)

2 次に掲げる営業所については、前項の規定は適用しない。

- (1) 常態として移動する営業所
- (2) 3月以内の期間を限つて設けられた営業所であつて、公安委員会規則で定める地域内にあるもの
- (3) 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。)の施設その他の公安委員会規則で定める施設内に設けられた公安委員会規則で定める風俗営業の種類、営業所であつて、当該風俗営業の種類、態様その他の事情に応じて公安委員会規則で定める地域内にあるもの
(一部改正〔昭和61年条例43号・平成4年47号・5年23号・10年42号・45号・13年37号・18年49号・27年63号・30年27号〕)

(特別日営業延長許容地域等)

第3条 法第13条第1項第1号の条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 12月1日から翌年の1月8日までの日 県内の全ての地域
- (2) 7月13日から7月17日までの日及び8月13日から8月17日までの日 県内の全ての地域
- (3) 前2号に掲げる日のほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及び当該地域以外の地域であつて次条の公安委員会規則で定める地域

2 法第13条第1項ただし書の条例で定める時(前項各号に掲げる日に係る時に限る。)は、午前1時とする。

(一部改正〔平成10年条例45号・27年63号〕)

(営業延長許容地域等)

第4条 接待飲食等営業及び法第2条第1項第4号に規定する営業(まじやん屋に限る。)につき法第13条第1項第2号の条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

2 法第13条第1項ただし書の条例で定める時(前条第1項各号に掲げる日以外の日に係る時に限る。)は、午前1時とする。

(追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成27年条例63号〕)

(業種による営業時間の制限)

第5条 第3条の規定にかかわらず、法第2条第1項第4号に規定する営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「令」という。)第8条に規定する営業に限る。)を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域 午前零時から午前1時までの時間、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間
- (2) 第3条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域以外の地域 午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間
- (3) 第3条第1項各号に掲げる日以外の日における県内の全ての地域 午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間

(一部改正〔平成10年条例45号・27年63号・28年34号〕)

(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)

第6条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、[次の表](#)の左欄に掲げる地域ごとに、[回表](#)の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(1) 都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域(第2条第1項第1号 の公安委員会規則で定める地域を除く。)	50デシベル	45デシベル(午後11時以後の時間においては、40デシベル)	40デシベル
(2) 第2条第1項 に定める地域((1)に掲げる地域を除く。)	55デシベル	50デシベル(午後11時以後の時間においては、45デシベル)	45デシベル
(3) 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域((2)に掲げる地域を除く。)	65デシベル	60デシベル(午後11時以後の時間においては、55デシベル)	55デシベル
(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる地域以外の地域	60デシベル	55デシベル(午後11時以後の時間においては、45デシベル)	45デシベル
備考			
1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。			
2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。			
3 「深夜」とは、午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。			

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(一部改正〔平成5年条例23号・27年63号・28年34号・30年27号〕)

(風俗営業者の一般遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- (2) 営業用施設(当該施設を旅館業の施設と兼用する場合にあつては、通常客の宿泊に供される部分を除く。[第17条第2号](#)において同じ。))に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
- (3) 営業中は営業所の出入口又は客室に鍵を掛け、又は掛けさせないこと。
- (4) 営業所で店舗型風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませ、又は営業所を無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこと。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
(一部改正〔平成10年条例45号・18年38号・27年63号〕)

(風俗営業者の業種による特別遵守事項)

第8条 風俗営業者は、[前条](#)の規定によるほか、[次の各号](#)に掲げる営業の種別に応じ、[当該各号](#)に定める事項を守らなければならない。

- (1) 法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業 営業所で客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。
- (2) 法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業 営業所でショーその他興行の類をし、又はさせないこと。
- (3) 法第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。) 次に掲げる事項
 - ア 営業所の見やすい所に、賞品の提供方法を掲示すること。
 - イ 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
 - ウ 当該営業に関し、著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
 - エ 営業所で客に飲酒させないこと。
- (4) 法第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋に限る。)及び同項第5号に規定する営業 営業所で著しく客の射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
(全部改正〔平成18年条例38号〕、一部改正〔平成20年条例25号・27年63号〕)

(法第2条第1項第5号に規定する営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

第9条 法第2条第1項第5号に規定する営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において、16歳未満の者(保護者が同伴している者を除く。)を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(一部改正〔平成18年条例38号・27年63号〕)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

第10条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)の条例で定める施設は、病院等とする。

(一部改正〔平成10年条例45号・18年38号・27年63号〕)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

第11条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域においては、営んではならない。

(1) 法第2条第6項第1号に規定する営業 別表第1に掲げる地域

(2) 法第2条第6項第2号に規定する営業 別表第1に掲げる地域

(3) 法第2条第6項第3号に規定する営業 別表第2に掲げる地域

(4) 法第2条第6項第4号に規定する営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次に掲げる構造のいずれかに該当するものを有する施設を設けて営む営業 別表第1に掲げる地域

ア 個室に接続する車庫(2以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。))及び屋根を有するものに限る。以下同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできる構造

イ 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられている構造

ウ 個室と車庫とが専用の通路によつて接続している構造にあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

(5) 法第2条第6項第4号に規定する営業のうち、令第3条第2項の構造を有する施設を設けて営む営業(前号に掲げる営業を除く。) 別表第3に掲げる地域

(6) 法第2条第6項第4号に規定する営業(前2号に掲げる営業を除く。) 別表第4に掲げる地域

(7) 法第2条第6項第5号に規定する営業 別表第2に掲げる地域

(8) 法第2条第6項第6号に規定する営業 公安委員会規則で定める地域

2 法第31条の2第4項に規定する受付所営業(以下「受付所営業」という。)は、別表第1に掲げる地域において、営んではならない。

3 店舗型電話異性紹介営業は、県内のすべての地域において、営んではならない。

(一部改正〔平成10年条例45号・13年65号・18年38号・27年63号〕)

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第12条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は、県内の全ての地域において、午前零時から午前6時までの時間は、その営業を営んではならない。

2 前項の規定は、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。

(一部改正〔平成10年条例45号・13年65号・18年38号・27年63号〕)

(性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝の制限)

第13条 法第28条第5項第1号口に規定する地域は、第11条第1項各号に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

2 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号口に規定する地域は、法第2条第7項第1号に規定する営業にあつては別表第1に掲げる地域とし、同項第2号に規定する営業にあつては別表第2に掲げる地域とする。

3 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号口に規定する地域は、別表第2に掲げる地域とする。

4 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号口に規定する地域は、県内のすべての地域とする。

5 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号口に規定する地域は、県内のすべての地域とする。

(追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成13年条例65号・27年63号・28年34号〕)

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 公安委員会規則で定める地域

(2) 第2条第1項第3号ウに掲げる施設(深夜においてその事業を行うものに限る。)及び同号工に掲げる施設(以下この号においてこれらの施設を「特定遊興飲食店営業保全対象施設」という。)の敷地(特定遊興飲食店営業保全対象施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートルの区域外の地域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定遊興飲食店営業については、法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

(1) 常態として移動する施設において営まれるもの 公安委員会規則で定める地域

(2) 3月以内の期間を限つて営まれるもの 公安委員会規則で定める地域

(追加〔平成27年条例63号〕、一部改正〔令和6年条例28号〕)

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第15条 特定遊興飲食店営業を営む者は、県内の全ての地域において、午前5時から午前6時までの時間は、その営業を営んではならない。

(追加〔平成27年条例63号〕)

(特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の規制数値)

第16条 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、[第6条第1項の表](#)の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(追加〔平成27年条例63号〕)

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第17条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

(2) 営業用施設に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(3) 営業中は営業所の出入口又は客室に鍵を掛け、又は掛けさせないこと。

(4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませ、又は営業所を無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこと。

(5) 営業所で客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。

(6) 営業所で著しく客の射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

(7) 午後6時から午後10時前の時間において、18歳未満の者を客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

(8) [前各号](#)に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

(追加〔平成27年条例63号〕)

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の規制数値)

第18条 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、[第6条第1項の表](#)の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(一部改正〔平成27年条例63号〕)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第19条 法第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、[第2条第1項第1号](#)及び[第2号](#)に定める地域においては、深夜において、その営業を営んではならない。

(一部改正〔平成27年条例63号・28年34号〕)

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第20条 法第38条の4の条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

(追加〔平成27年条例63号〕、一部改正〔平成28年条例34号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

(静岡県風俗営業等許可手数料条例の廃止)

2 静岡県風俗営業等許可手数料条例(昭和29年静岡県条例第39号)は、廃止する。

(静岡県風俗営業等許可手数料条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に受理した風俗営業等取締法(昭和23年法律第122号)及び改正前の風俗営業等取締法施行条例に基づく許可等の申請に係る許可等の手数料については、なお従前の例による。

(静岡県金属くず営業条例の一部改正)

4 [静岡県金属くず営業条例\(昭和32年静岡県条例第51号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

5 [公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例\(昭和38年静岡県条例第46号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(静岡県税賦課徴収条例の一部改正)

6 [静岡県税賦課徴収条例\(昭和47年静岡県条例第8号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

7 [公衆浴場法施行条例\(昭和49年静岡県条例第45号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和61年7月30日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第44号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月20日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第23号)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の施行の日から施行する。ただし、第3条第1項第3号オの改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。))の規定による告示があった日)までの間は、改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第1号、第6条第1項の表(1)の項及び別表第2(1)の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成8年3月28日条例第29号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月27日条例第42号)

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成10年12月25日条例第45号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第25号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月25日条例第65号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)の施行の日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第27号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第25号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則(平成16年12月24日条例第64号)

この条例は、平成17年1月17日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条、第4条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条及び第17条の規定並びに次項の規定 平成17年4月1日

附 則(平成17年6月30日条例第47号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月15日条例第69号)

第2条中静岡県警察の組織に関する条例別表静岡県島田警察署の項の改正規定は平成17年9月20日から、その他の規定は同年10月11日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第38号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月21日条例第49号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第30号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中静岡県財務事務所設置条例第2条の表静岡県富士財務事務所の項及び静岡県静岡財務事務所の項の改正規定、第3条の規定、第6条中静岡県家畜保健衛生所条例本則の表静岡県東部家畜保健衛生所の項の改正規定及び同表静岡県中部家畜保健衛生所の項の改正規定(「庵原郡」を「富士市(旧富士川町の区域に限る。)」に改める部分に限る。)、第8条から第10条までの規定、第11条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1(2)、別表第2(2)、別表第3(2)及び別表第4(2)の改正規定(「庵原郡」を削る部分に限る。)、第12条の規定、第14条中静岡県児童相談所設置条例第2条の表静岡県東部児童相談所の項の改正規定及び同表静岡県中央児童相談所の項の改正規定(「牧之原市 庵原郡由比町」を「牧之原市」に改める部分に限る。)、第15条中静岡県食肉衛生検査所設置条例第2条の表静岡県東部食肉衛生検査所の項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成20年11月1日

(2) 第1条中静岡県財務事務所設置条例第2条の表静岡県藤枝財務事務所の項の改正規定、第4条の規定、第6条中静岡県家畜保健衛生所条例本則の表静岡県中部家畜保健衛生所の項の改正規定(「志太郡 榛原郡」を「榛原郡」に改める部分に限る。)、第11条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1(2)、別表第2(2)、別表第3(2)及び別表第4(2)の改正規定(「志太郡」を削る部分に限る。)、第13条の規定、第14条中静岡県児童相談所設置条例第2条の表静岡県中央児童相談所の項の改正規定(「志太郡 榛原郡」を「榛原郡」に改める部分に限る。))及び第15条中静岡県食肉衛生検査所設置条例第2条の表静岡県西部食肉衛生検査所の項の改正規定 平成21年1月1日

附 則(平成21年12月25日条例第69号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第63号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の施行の日(平成28年6月23日)から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年5月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第27号)

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成30年4月1日)から施行する。

附 則(令和5年12月27日条例第41号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第11条、第13条関係)

(一部改正〔平成15年条例27号・16年25号・64号・17年24号・47号・69号・20年39号・21年69号・28年34号〕)

(1) 次に掲げる市の地域

下田市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、熱海市(渚町を除く。)、三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市

(2) 次に掲げる郡の地域

賀茂郡、田方郡、駿東郡、榛原郡及び周智郡

別表第2(第11条、第13条関係)

(一部改正〔平成5年条例23号・15年27号・16年25号・64号・17年24号・47号・69号・18年38号・19年30号・20年39号・21年69号・28年34号・令和5年41号〕)

(1) 次に掲げる市の地域

下田市(1丁目の近隣商業地域(都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域をいう。))及び商業地域(同号の商業地域をいう。以下同じ。))並びに蓮台寺字山崎の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同号の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。))を除く。)、伊豆市(修善寺の商業地域、湯ヶ島339番1、340番1、343番4、347番1、347番4、347番6、347番15、347番16、349番1、349番5、349番6、349番9、349番10、355番1、355番2、356番1から356番3まで、356番6、357番1から357番3まで、358番1、358番2、358番7、358番8、359番1、359番2、360番1、360番2、362番1、362番4、363番1、363番3、409番1から409番3まで、412番1、412番2、413番1、413番2、1969番1、1969番12から1969番15まで、2822番2、2827番3、2828番1、2829番2、2829番4、2831番2、2832番1、2832番2、2832番4から2832番7まで、2833番2、2833番5、2833番7、2834番1、2834番2、2834番4、2835番3及び2852番27から2852番31まで並びに吉奈37番1、38番1、38番4、43番1、49番1、50番1、53番1から53番3まで、54番1、56番1、57番1、57番2、58番1から58番3まで、60番2から60番4まで、61番1、62番2、62番4、62番5、63番1、63番2、63番8、63番10、63番11、64番1、64番3、65番1、95番2から95番5まで、96番1、96番2、98番1、100番1、100番2、101番1、101番2、

104番1、104番2、105番1及び106番を除く。)、伊豆の国市(長岡の商業地域を除く。)、伊東市(商業地域を除く。)、熱海市(商業地域を除く。)、三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市(中央区館山寺町の商業地域及び中央区舞阪町弁天島字弁天島を除く。))及び湖西市

(2) 次に掲げる郡の地域

賀茂郡(南伊豆町加納字矢熊、字八重ヶ瀬及び字森ノ前、同町下賀茂字都殿、字寺井前、字日詰、字谷戸洞、字休石及び字原、東伊豆町奈良本字浜山、字高磯、字温泉ノ上、字小檜坂、字下松葉、字石荒田、字浜田、字一本松、字大久保及び字熱川、同町稲取字下立野、字五十尻、字下小丸山、字西百尻、字池尻、字釜屋及び字下小山尻並びに河津町峰字中里を除く。)、田方郡、駿東郡、榛原郡及び周智郡

別表第3(第11条関係)

(一部改正〔平成15年条例27号・16年25号・64号・17年24号・47号・69号・20年39号・21年69号・28年34号〕)

(1) 次に掲げる市の地域

下田市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、熱海市(商業地域及び都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号の一般国道の道路の区域(同法第18条第1項に規定する道路の区域をいう。))の周囲50メートルの区域内の地域を除く。)、三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市

(2) 次に掲げる郡の地域

賀茂郡、田方郡、駿東郡、榛原郡及び周智郡

別表第4(第11条関係)

(一部改正〔平成15年条例27号・16年25号・64号・17年24号・47号・69号・18年38号・20年39号・21年69号・28年34号〕)

(1) 次に掲げる市の地域

下田市、伊豆市、伊豆の国市(長岡の商業地域を除く。)、伊東市、熱海市(商業地域及び都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域のうち、道路法第3条第2号の一般国道の道路の区域(同法第18条第1項に規定する道路の区域をいう。))の周囲50メートルの区域内の地域を除く。)、三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市

(2) 次に掲げる郡の地域

賀茂郡、田方郡、駿東郡、榛原郡及び周智郡